第一総則

一 名称

独立行政法人地域医療機能推進機構とすること。

二 機構の目的

独立 行政法人地域医療機能推進機構 (以下「機構」という。) は、 独立行政法人年金・健康保険福祉

施設 整 理機 構法第三 条に規定する年 金福祉施 設等であ る病院、 介護 老人保持 健施 設等 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 設 置 及 び 運

営等の業務を行うことにより、 地域において必要とされる医療等を提供する機能の確保を図り、 もって

公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とすること。

三 資本金

機構の資本金について所要の規定を設けるものとすること。

第二 役員及び職員

一役員

機構に、 役員として、 その長である理事長及び監事二人を置くとともに、 副理事長一人、 理事五· 人以

内及び非常勤 0 理事八人以内を置くことができるものとすること。

一 その他

役員 0 職 務及び権限、 役員 の任期、 役員の欠格条項の特例その他所要の規定を設けるものとすること。

第三 業務等

業務

7の範

囲

1 機構は、第一の二の目的を達成するため、

次の業務を行うものとすること。

- (1 病院の設置及び運営を行うこと。
- (2)介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。)
- (3) 看護師養成施設の設置及び運営を行うこと。
- (4 1)から3までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機 構は、 1 に 規定する業務 \mathcal{O} ほ か、 当該業務の遂行に支障のない範囲内で、 介護保険法に規定する

事業に係る業務の一部を行うことができるものとすること。

施設 別財 務 書類

機 構 は、 毎事業年度、一の(1から(3)までに掲げる業務を行うために設置する施設ごとに、その財務に

関する書類を作成しなけ ればならない ものとすること。

三 積立 金 0) 処 分

機 構 0) 積立金の処分について所要の規定を設けるものとすること。

匹

機

構

は、

施

設

 \mathcal{O} 設

置等に必要な費用に充てるため、

長期借入金をし、

又は債券を発行することができ

長期借入金及び債券

そのための所要の規定を設けるものとすること。

第四 雑則

緊急 0) 必要が ある場合の厚生労働 大 臣 \mathcal{O} 要求

厚生 労働大臣は、 災害が発生し、 若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危

害が 生じ、 若しくは生じるおそれが ある緊急 の事態 に対処するため必要が あると認めるときは、 機構に

第三の一に規定する業務に関 し必要な措置の実施を求めることができるものとすること。

対

その他

医療法その他の法令について機構を国とみなして準用することその他所要の規定を設けるものとする

第五 罰則

罰則について、 所要の規定を設けるものとすること。

第六

附則

この法律は、 平成二十三年四月一日から施行するものとし、 部を公布の日から施行するものとする

機構は、 この法律の施行の時に成立するものとすること。その際、 現に独立行政法 人年金 健康保険

福 祉 施 設整 理 機構 が 有する権利及び義務は、 部を除き機構 が承 継するものとし、 機 構が承 継する資産

 \mathcal{O} 価 額から負債の金額を差し引いた額は、 政府から機構に対し出資されたものとすること。

 \equiv 機 構は、 平成二十五年三月三十一日までの間 は、 施設の運営を委託することができるものとすること。

兀 政 府 は、 機 構 の成立の 日から五年を目途として、 機構の経営状況、 地域における医療の提供体制の確

保の状況等を勘案し、 国民が安心 して地域で医療を受けられ る体制の確立に資するとともに機構の業務

運営の効率化及び経営基盤の安定化を図る観点から、 機構の役割及び在り方について検討を加えるもの

とすること。

五. 独立 行政法人年金 健康保険福祉施設整理機構について、 その存続期限を六か月延長するとともに、

船員保険法 の施設の の運営又は管理の業務を特例として行うこととすること。

六 その 他この法律 -の施行 に関し必要な経過措置を定めるとともに、 関係法律について所要の改正を行う

ものとすること。